

選びます 秋田の未来 担う人



4/12(日) 秋田県議会議員選挙
4/26(日) 秋田市議会議員選挙

問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260
http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/

市議会議員選挙

年齢▶平成7年4月27日までに生まれたかた住所▶平成27年1月18日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかた
秋田市から転出したかたは投票日まで秋田市から転出したかたは投票できません。また、平成27年4月11日以降、秋田市内で転居したかたは、転居前の住所の投票所で投票してください

県議会議員選挙

年齢▶平成7年4月13日までに生まれたかた住所▶平成27年1月2日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかた(1月3日以降に秋田県内の市町村から秋田市に転入したかたは、前に住んでいた市町村での投票になります)
秋田市から転出したかたは秋田県外へ転出した場合は投票できません。県内市町村へ転出したかたは投票できる場合があります。詳しくは秋田市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください

投票できる人

投票日当日の投票時間
午前7時～午後8時
(河辺・雄和は午後7時まで)

投票所入場券は、それぞれの公示日(県議選は3日(金)、市議選は19日(日)までに郵送します。投票所入場券を紛失しても投票できますので、各投票所の受け付けでお話してください。

不在者投票

次のかたは、不在者投票ができます。
①のかたは各施設の事務局へお申し出ください。
②・③のかたは、秋田市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

① 指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所のかた

② 仕事の都合などで他市町村に滞在しているかた

③ 身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで一定の障がいがあるかたや要介護5(介護保険)のかた

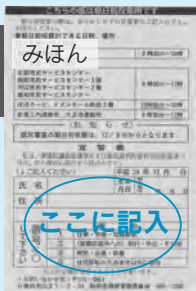
■ 点字投票 視覚障がいがあるかたは、点字による投票ができます。

■ 代理投票 身体の故障などで、自ら投票用紙に書くことができないかたは、投票所で本人が申請すると代理投票ができます。

次の投票所が「↓」先へ変更となります。

- 御野場新町五丁目、仁井田本町六丁目7番28・31・32・33・35・37・40・41号、8番22・25・26・27・28・30・31・32・35・36号にお住まいのかたは、「仁井田小学校」→「南部市民サービスセンター」へ
- 御野場新町二丁目・三丁目・四丁目にお住まいのかたは、「仁井田小学校」→「御野場中学校」へ
- 山手台一丁目・二丁目・三丁目にお住まいのかたは、「桜小学校」→「上北手大戸公民館」へ
- 「四ツ小屋駅前公民館」→「四ツ小屋幼稚園」へ
- 「戸島小学校」→「戸島ふるさとセンター」へ
- 「農業協同組合教育研修所」→「園芸振興センター」へ

投票日に用事があるかたは期日前投票をお願いします



投票所入場券の裏面に、期日前投票の「宣誓書」を印刷しています。あらかじめ記入してお持ちいただければ、受け付けが簡単に済みます。

期日前投票期間

県議会議員選挙▶4月5日(日)～4月11日(土)
(市役所分館のみ、4月4日(土)から)
市議会議員選挙▶4月20日(月)～4月25日(土)

期日前投票所	投票時間
市役所分館4階	午前8時30分～午後8時
北部、西部、河辺、雄和の各市民サービスセンター *西部は3階、河辺は2階。 岩見三内連絡所、大正寺連絡所	午前8時30分～午後5時
秋田駅西口2階ぼほろーど、イオンモール秋田3階	午前10時～午後8時

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

地域づくり交付金の 報告会・説明会を開催

町内会や地区振興会などが行う、個性ある地域づくりや課題解決に向けた活動を支援する「地域づくり交付金」の、平成26年度実績報告会と27年度募集説明会を各地域ごとに開催します。直接会場へお越しください。

各地域の日時と会場

■中央・東部：4月9日(木)午後2時～、中央公民館学習室1(文化会館5階) ■北部：4月10日(金)午前10時～、北部市民SC ■雄和：4月10日(金)午後3時～、雄和市民SC ■西部：4月13日(月)午後2時～、西部市民SC ■南部：4月14日(火)午後2時～、南部市民SC ■河辺：4月15日(水)午後6時～、河辺市民SC

平成27年度の申請受付対象活動▶防災、防犯、交通安全、環境整備、美化、世代間交流など
交付額▶1件につき5万～50万円
申請期間▶4月15日(水)～5月29日(金)
相談窓口▶中央・東部地域のかたは、市民協働・地域分権推進課(市役所分館2階) ☎(866)2764
へ。その他は、各地域の市民SCへ。北部 ☎(845)2261、雄

和 ☎(886)5550、西部 ☎(888)8080、南部 ☎(838)1213、河辺 ☎(882)5421
●問い合わせ 市民協働・地域分権推進課 ☎(866)2764

後期高齢者医療の 保険料決定通知を発送

4月の年金から後期高齢者医療の保険料引き落としが始まるかたへ、4月上旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りします。

通知書に書いてある保険料は、平成25年中の所得から仮算定したもので、4月・6月・8月の年金から引き落とされる額です。

次の①②ともに満たすかたに通知書を発送します

- ①平成26年6月1日から10月2日までに75歳になったかた、または同期間に秋田市に転入、もしくは年金の受給が始まった75歳以上のかた
- ②年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が、年金額の2分の1以下のかた

①②以外のかたの保険料は：

平成27年2月の年金から保険料が引き落とされたかた▶引き落としされた保険料と同額が、4月・6月・8月の年金から引き落とされま

す。ただし、6月・8月は引き落とし金額を変更する場合があります。納付書または口座振替のかた(平成26年10月3日以降に75歳になったかたを含む)▶納付は7月からです。ただし、年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかたは、10月から年金引き落としとなります

●問い合わせ 後期高齢医療課 ☎(866)2513

後期高齢者医療保険の早期加入

後期高齢者医療保険は、原則75歳以上のかたが加入する健康保険ですが、次の手帳、証書をお持ちのかたは、65歳の誕生日以降に加入できます。収入によっては、現在加入されている健康保険より保険料が安くなる場合があります。

加入希望のかたは、後期高齢医療課へお問い合わせください。

対象となる手帳など▶身体障害者手帳1～3級・4級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金証書1・2級

チャレンジショップの 出店者を募集します

市が中心市街地の空きテナントにオープンさせる「チャレンジショップ」の出店者を募集します。

チャレンジショップの営業は、5月中旬から来年3月まで。出店者は、審査により決定します。

応募資格▶20歳以上で、これから事業を始めようとしているかた、起業してから5年未満のかたなど。詳しくはお問い合わせください

募集業種▶小売業、生活関連サービス業などで飲食業は不可

募集する区画と賃借料▶4区画程度(1区画2坪)、1区画月1万円
申し込み▶商工労働課(市役所分館1階)にある応募用紙(同課ホームページでも入手可)に必要書類を添えて、4月13日(月)から24日(金)までに同課へ。 ☎(866)2429

歴史的建造物の 保存に補助します

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用を補助します。補助申請の前に事前協議が必要です。

対象▶外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物(固定資産税が非課税の場合を除く)

事前協議の申し込み▶5月8日(金)までに、事前協議書に必要書類を添えて提出してください。なお、申し込みの前に、事業の詳細を都市計画課(市役所4階)へご相談ください。 ☎(866)2152